

職場内で回覧を
お願いいたします

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2022年

11
月号

今年度の受診はお済みですか？

健康診断のご案内

定期的な健診が病気の早期発見・早期治療につながります。自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。だからこそ、定期的な健診でご自身の健康状態をチェックしていただくことが重要となります。また、健診を受けることで、自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組めるようになります。

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の維持・増進のため年度内（4月から翌年3月）お一人様1回に限り、健診費用の一部を補助しています。今年度まだ受診されていない方は、協会けんぽの健診をぜひご利用ください！

生活習慣病予防健診 35～74歳の被保険者(ご本人)さまが対象

■受診までの流れ

1 生活習慣病予防健診実施機関に直接予約をする。
※協会けんぽへのお申し込みは不要です。

2 健診を受ける。
(健診当日は、保険証を必ず持参してください。健診機関からの案内や検査容器等がある場合は、あわせて持参してください。)

▼実施機関はこちら



特定健康診査 40～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象

■受診までの流れ

① 【集団(住民)健診】か【個別健診】を選んで予約をする。

【集団(住民)健診】

特定健診分の自己負担：**無料**※

予約先：お住まいの市町村等

【個別健診】

特定健診分の自己負担：**0～1,156円**

予約先：健診実施機関

② 健診を受ける。

(健診当日は、受診券、保険証、健診料金(自己負担額がある場合)を持参してください。)

※市町村によっては、基本的な健診以外の項目も必須になっている場合があります。追加料金がかかることがあります。
※がん検診は別途料金がかかります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7235

被扶養者状況リストの提出にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者を対象に、被扶養者資格を満たしているかの確認を行っています。皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

※確認対象となる被扶養者がいない事業所につきましては、被扶養者状況リストはお送りしておりません。

提出期限

令和4年11月30日(水)

詳細は協会けんぽホームページまたはお送りしている被扶養者状況リストをご確認ください。

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229



全国健康保険協会 山形支部

協会けんぽ

第三者の行為によるケガで保険証を使うときは 第三者行為による傷病(事故)届のご提出が必要です

交通事故や暴力などの、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。
ただし、この場合には「第三者の行為による傷病(事故)届」の提出が必要となります。

第三者行為の例

交通事故



他人から暴力を
振るわれた



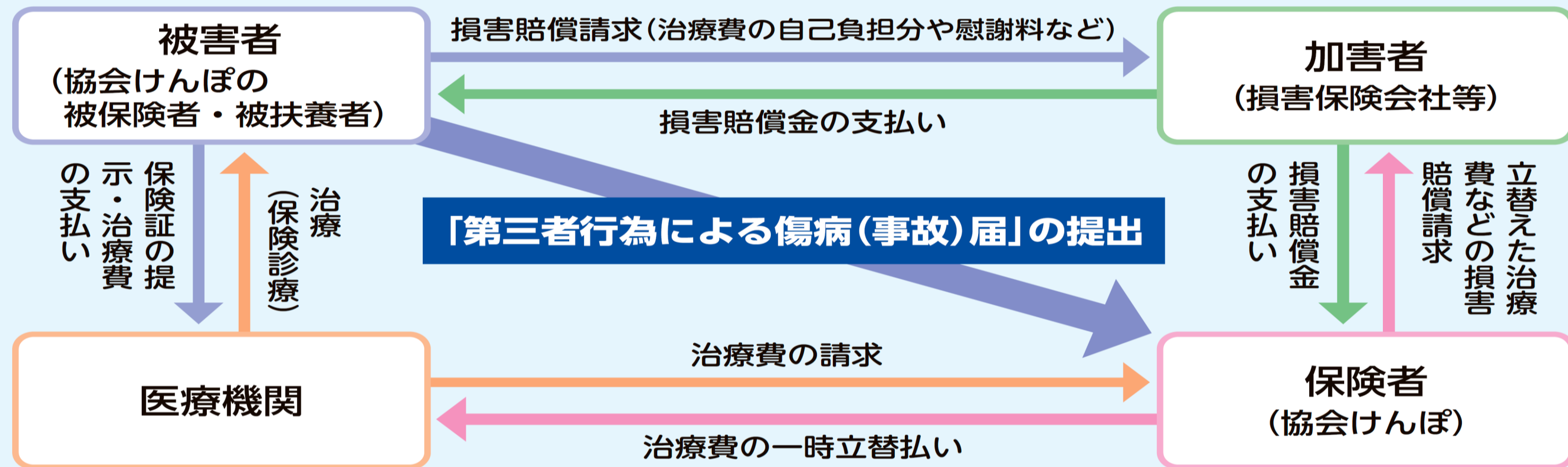
他人の飼い犬に
かまれた



など

保険証を使って治療を受ける際の流れ

協会けんぽは、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方(加害者)に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者の行為による傷病(事故)届」の提出が必要となります。



業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となり、健康保険の給付を受けることができませんので、労働基準監督署へご相談ください。

【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7231

協会けんぽの各種申請書(届出書)様式変更について 2023年1月以降新様式のご使用をお願いします

協会けんぽでは、より分かりやすく、より記入しやすく、より迅速にお支払いすること等を目的として、2023年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更します。

※2023年1月以降に旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまう場合がございますので、新様式のご使用をお願いします。

新様式の申請書(届出書)は、2022年11月以降に協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。

なお、協会けんぽ都道府県支部へ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。

【お問い合わせ先】 業務グループ 023-629-7229

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2022.11月号

■発行/全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ■発行月/2022年11月